

小松市旅客運送事業者等支援金

＜福祉施設等（障がい福祉施設）の皆様＞

原油価格高騰の影響を受けている市内の福祉施設等（障がい福祉施設）の利用者送迎用車両の燃料費の一部を支援します

対象者

※職員の自家用車を申請する場合で、燃料費高騰による差額を職員が負担している場合は、職員に還元してください

小松市内で福祉施設（障がい福祉施設）等を運営する法人

支援金額

申請日時点において、①または②に該当する事業用車両に対し、下記自動車区分に基づき、支援金を交付します

- ①福祉施設等で保有し、次の(1)または(2)の用途で使用する事業用車両
②職員が次の(2)の用途で使用する旨の許可を得て、常時自家用車を使用し、かつ、燃料費を事業者が負担しており、過去3ヶ月においてサービス提供の実績がある事業用車両
(1)利用者の輸送または送迎
(2)介護職員等による利用者宅への訪問

車検証上の自動車の種別が「小型」の場合は、車両総重量をご確認ください

区分	規格・仕様	支援金額
大型自動車	・車両総重量11トン以上 ・最大積載量6.5トン以上 ・乗車定員30人以上 ※上記のいずれかに該当する4輪自動車 (大型特殊自動車, 小型特殊自動車は除く)	5万円/台
中型自動車	・車両総重量7.5トン以上11トン未満 ・最大積載量4.5トン以上6.5トン未満 ・乗車定員11人以上29人以下 ※上記のいずれかに該当する4輪自動車	4万円/台
準中型自動車	・車両総重量3.5トン以上7.5トン未満 ・最大積載量2トン以上4.5トン未満 ※上記のいずれかに該当する4輪自動車	3万円/台
普通自動車	・大型, 準中型, 中型自動車のいずれにも該当しない4輪自動車	2万円/台
軽自動車	・普通自動車のうち、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2.0m以下、排気量660cc以下以下のすべてに該当する自動車	1万円/台

※申請方法については、次のページをご確認ください

申請期間

・令和7年4月14日(月)～令和7年8月29日(金)

対象施設

※次のア～オのいずれかに該当する施設

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条の障害福祉サービス及び相談支援を行う事業所
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2の障害児通所支援事業を行う事業所
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第8号の移動支援事業を行う事業所
- エ 小松市障害者地域生活支援事業に関する条例(平成18年小松市条例第43号)第4条第1項第1号に規定する障害者のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する生活介護を希望する障がい者等で、生活介護を利用するための障害支援区分が基準に該当しない者又は市長が特に必要と認めた障がい者等が利用する小松市地域活動支援センター事業所
- オ 小松市に居住する在宅の重度身体障害者又は障害児のうち下肢障害又は体幹障害1級若しくは2級の者であって、自宅入浴が困難であり、かつ、他の障害福祉サービスで入浴が困難な者が利用する小松市身体障害者(児)訪問入浴サービス事業所

申請方法

・①～④(④は該当の場合のみ)のすべての書類をご準備いただき、下記提出先へご提出ください

(①, ②は市ホームページよりダウンロードください)

※必ず法人単位で申請してください

※車両が介護施設と障がい福祉施設の兼用の場合は、どちらか一方で申請してください(重複申請不可)

【提出書類】

- ①小松市旅客運送事業者等支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書兼誓約書(様式第2号)
- ②交付対象車両の一覧表(別紙様式)
- ③交付対象車両の車検証の写し
- ④職員が所有する自家用車を申請する場合は、下記の書類を追加
 - ・申請日直近の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - ・業務使用の許可及び使用実績が分かるもの
(ex) 自家用車登録申請書(写), 業務使用記録簿(写)など
 - ・燃料費を事業者が負担していることが分かるもの
(ex) 領収書(写)など

▼小松市ホームページ



※支援金の申請を希望される方は、本チラシに加え、小松市ホームページにて、**詳細を必ず確認の上、申請ください**

【お問合せ先・申請書提出先】

小松市経済環境部商工労働課 小松市役所2F

〒923-8560 小松市小馬出町91番地

TEL: 0761-24-8074 Mail: syoukou@city.komatsu.lg.jp